

下記記載の書類は、納税者が、住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）第 6 条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

東京都板橋区長      坂      本      健

記

- 1    送達すべき書類              8 板総納差第 1 9 2 3 号
- 2    送達を受けるべき者    氏名   原田   純平